



障害を理由とする差別の解消を進めるための条例 を制定しました

新潟県では、障害の有無にかかわらず、すべての県民が自分らしく生きることができる共生社会の実現に向け、県民一人一人が障害や障害者についての理解をより深め、障害を理由とする差別を解消するために条例を制定しました。

条例の名称

新潟県障害を理由とする差別の解消の推進

に関する条例

⇒令和7年4月1日スタート！



障害者について

障害者は、身体障害、知的障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の機能の障害があり、障害と社会的障壁（※）により継続的に生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。障害者手帳を持っている人のことではありません。

県民一人一人が、社会的障壁をなくすために取り組んでいきましょう！

※社会的障壁とは

障害がある人にとって生活する上で障壁・バリアとなるような社会における一切のもの（物、制度、慣行、観念など）をいいます。障害・バリアは、そうした社会的障壁と心身の障害があいまって作り出されているもので、その社会的障壁を取り除くのは社会の責務です（障害の社会モデルの考え方）。

●階段しかないで、2階には上がれない

「障害」がある



●エレベーターがあれば、2階に上れる

「障害」がなくなった！



【社会モデルの考え方】

車椅子の方は、何も変わっていない
変わったのは、あくまでも周囲の環境

「社会モデル」の考え方に基づけば、
「階段」という障壁（バリア）がある
ことで車椅子の方に「障害」が生じて
いることになる。



＜社会的障壁（バリア）の例＞

①社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
②制度	利用しにくい制度など
③慣行	障害のある方の存在を認識していない慣習、文化など
④観念	障害のある方への偏見など

【出典】令和6年版障害者白書（令和6年6月内閣府）より引用



新潟県

障害を理由とする差別とは

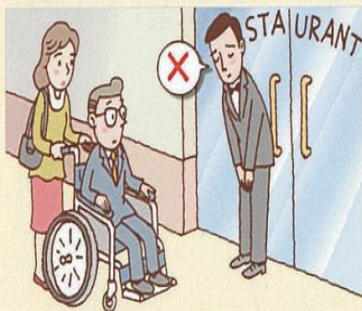
1

障害を理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること（不当な差別的取り扱い）

不当な差別的取扱いをしてはいけません！

差別となる具体例

車いすを利用していることを理由に、レストランなどへの入店を断った。



障害があることを伝えると、それを理由にスポーツクラブなどへの入会を断った。



障害があることを伝えると、それを理由にアパートなどの部屋を貸さなかった。



2

障害のある人が何らかの配慮を求めても、社会的障壁を取り除くために合理的な配慮を行わないこと（合理的配慮の不提供）

差別となる具体例

交通機関で視覚障害のある人から質問されたが、わかるように説明しなかった。



災害避難所で聴覚障害があることを伝えられたが、必要な情報を音声のみで提供した。



役所の会議に招かれた障害のある人に配慮を求められたが、何も対応しなかった。



行政機関、事業者の合理的配慮は義務です！

県民の皆さん、合理的配慮に対する協力をお願いします！

事業者の望ましい取組の例です

車いすの利用者などのために、店舗などの出入り口にスロープを設置するなどして段差を解消する。



店舗内や事業所内を車いすの利用者でも移動しやすいように、通路の幅を広くするなどの工夫をする。



視覚障害のある人に、記載されたメニューやサービスの内容などをスタッフが読み上げながら説明する。



聴覚障害のある人に、ホテルや施設の受付などで、筆談や手話など音声以外の方法でコミュニケーションをとる。



車いすの利用者が電車で乗るときや降りるときは、それぞれの駅で連絡を取り合い、駅員が手助けをする。



盲導犬など身体障害者補助犬の役割を理解して、いっしょに入れる飲食店などの店舗や事業所を増やす。



県民の皆さんも障害者に対する配慮をお願いします

障害のある人を見かけたら、こちらから積極的に声をかけて協力を申し出る。



電車やバスの優先席付近では、携帯電話の電源を切るなど決められたマナーを守る。



電車やバスなどで席を必要としている人がいたら、優先席でなくても席をゆずる。



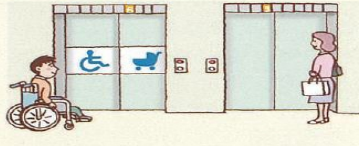
視覚障害のある人を誘導する点字ブロックの上は、自転車などの障害物を置かない。



車いすの利用者などが手の届かない陳列棚の商品を代わりにとって手渡す。



デパートなどの車いす・ベビーカー優先のエレベーターは、なるべく利用しない。



駐車場の「障害者専用駐車スペース」には、必要のない人は駐車しない。



盲導犬など身体障害者補助犬の役割を理解して、補助犬の邪魔になることはしない。



車いすの利用者が階段で困っているときなどは、複数の人で協力してサポートする。



相談体制について紹介します！



1 相談内容

「不当な差別的取扱いを受けた」「合理的配慮が提供されなかった」

「障害に関する言動で不快な思いをした」場合などに、相談いただけます。

また、「障害者に対してどのような配慮をすればよいか」など、事業者などからも相談いただけます。

2 相談先

お近くの相談窓口(※)、または、障害者権利擁護センター(中央福祉相談センター内)(電話：025-364-0068)へご相談ください。



※相談窓口について

県庁ホームページで県内の相談窓口を紹介しています。

URL: <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shougai Fukushi/1356846481217.html>

または、「新潟県」「障害者差別」「相談窓口」などで検索してください。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」のページで相談窓口を紹介しています



3 相談支援で解決できない場合のあっせん・勧告・公表について

相談支援で解決が期待できない事業者による差別事案の解決を図るため、事業者に対するあっせん・勧告・公表の制度を設けています。

すべての県民の皆さんが、障害の有無によって差別されることなく、個人としての尊厳が大事にされ、お互いに個性などを尊重し合い、地域で支え合いながら共に暮らしていける社会の実現を、目指していきましょう！



R7.3

はっこう
発行

新潟県 福祉保健部 障害福祉課

☎025-280-5211